

国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所附属情報資源利用研究センター規程

〔平成 9 年 5 月 28 日〕
制 定

改正 平成 12 年 5 月 17 日 平成 13 年 6 月 14 日
平成 14 年 5 月 16 日 平成 16 年 10 月 14 日規則第 208 号
平成 18 年 5 月 11 日規則第 60 号 平成 18 年 11 月 9 日規則第 65 号
平成 22 年 1 月 14 日規則第 25 号 平成 25 年 10 月 10 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 12 号
平成 27 年 3 月 12 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 4 号 令和 5 年 1 月 19 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 3 号
令和 7 年 3 月 13 日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程（以下「研究所規程」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、情報資源利用研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、アジア・アフリカの言語文化に関する情報資源の蓄積・加工・公開と、それを活用した共同研究手法の開発・国際学術交流の推進を目的とする。

2 センターは、前項の目的を達成するため、研究所規程第 5 条に定めるフィールドサイエンス基礎研究部門、同規程第 11 条第 1 項に定める業務担当及び T U F S フィールドサイエンスコモンズと連携して、必要な研究・事業を行うものとする。

(センター長及び副センター長)

第 3 条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 所長は、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）の教授の中から、センター長候補者を指名し、研究所教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長に推薦する。

4 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センターに、副センター長を置く。

6 副センター長は、センター長を助け、センター長に事故あるときには、その職務を代行する。

7 副センター長は、センター構成員のうちから、センター長が指名する。

8 副センター長の任期は、センター長の任期を超えることができない。

(会議)

第 4 条 センターに、同センターの重要な事項を審議するため、情報資源利用研究センター会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの構成員

3 センター長は、会議を招集し、その議長となる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成9年5月28日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年6月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程により平成22年4月1日に任命されるセンター長の任期は、第3条第4項の規程にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。